

公益財団法人国際交通安全学会 理事、監事及び評議員報酬規程

平成 29 年 3 月 16 日
評議員会規程第 1 号

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条第 13 号並びに公益財団法人国際交通安全学会（以下「本会」という。）の定款第 13 条及び第 26 条の規定により、本会の理事、監事及び評議員の報酬等の額及びその支給の基準について定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、役員及び評議員をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益及び退任慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費・日当等を含む）及びその他経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 本会は役員等に対して以下のとおり報酬等を支給することができる。

- (1) 常勤役員の報酬は月額とし、別表第 1 に定めるとおり支給する。
- (2) 常勤役員に賞与を支給することはできるが、別表第 1 に基づき計算した年間報酬総額の限度額を上回らない範囲とする。
- (3) 常勤役員には退任慰労金は支給しない。
- (4) 非常勤役員等には理事会及び評議員会その他会議等に参加する対価として、別表第 2 に定めるとおり報酬等を支給することができる。
- (5) 非常勤役員等に対して、講演講師及び原稿執筆その他本会の職務を委嘱した場合、会長が別途定める職務執行対価基準により報酬等を支給することができる。
- (6) 非常勤役員等には、役員賞与を支給しない。
- (7) 非常勤役員等には、別表第 3 に定めるとおり退任慰労金を支給することができる。

(退任慰労金)

第4条 本会は非常勤役員等に対して円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任したものについては、その遺族に支払うものとする。遺族については、労働基準法施行規則第42条ないし45条の遺族補償の順序に従う。

(費用)

第5条 職務の執行にあたって負担した費用については、当該役員等の請求により支払うことができる。

2 通勤手当については、本会の事業所および指定する場所での会議実施などに際し、その通勤の実態に応じて支給する。

3 旅費等については、評議員会において別途定める旅費等規程に基づくものとする。

(報酬等及び費用の支給方法)

第6条 報酬等及び費用は、毎月一定の日に月額をもって支給とし、金融機関口座に振り込みをする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる税金等を控除して支給する。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項については、会長が別に定める。

附則 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成25年1月1日から施行する。

附則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成28年9月1日から施行する。

附則 この規程は、平成29年3月16日から施行する。

別表第 1 (第 3 条第 1 項関係)

常勤役員に対する月額報酬

支払項目	金額
月額報酬(一人あたり)	1,600,000 円までの範囲内

別表第 2 (第 3 条第 4 項関係)

非常勤役員等に対する職務執行の報酬等としての主要支払い基準

支払項目	金額
会議等日当	11,200 円/日
実験等日当 (視察、ヒヤリング等)	22,300 円/日
代表挨拶料	33,500 円/日
監査謝礼	111,400 円/期

別表第 2 (第 3 条第 7 項関係)

非常勤役員等に対する退任慰労金

支払項目	金額
会長	300,000 円
理事 (会長除く)、監事、評議員	100,000 円